【号外・災害特別版】
平成23年3月30日発行

Shiroishi News Letter

広報しろいし 2011 3

■白石市のホームページ　http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/

激震

３月11日（金）14時46分ごろに発生した「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」。
この地震が引き起こした大津波や火災は、私たちのふるさと「みやぎ」をはじめ、
東日本一帯に未曾有の被害をもたらしました。
本市でも、火災により高齢者の方１名が死亡。建物や道路なども甚大な被害を受けました。
今月は４月号の発行を中止し、災害関連に限定した情報をお知らせします。
※本紙では、地震によって引き起こされた災害を含めて「東日本大震災」と記載します。
（写真は、天井が崩れた市役所５階の議場）

広報しろいし　平成23年3月号【号外・災害特別版】
発行・編集　白石市災害対策本部　〒989-0292　白石市大手町1-1　☎0224(25)2111（代表）

東日本大震災

第392回白石市議会臨時会で
報告を行う風間市長（３月23日）

このたびの東日本大震災により、お亡くなりになられた皆さまに深く哀悼の意を表しますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。また、被害を受けられた皆さまに心からお見舞いを申し上げます。

平成23年３月11日午後２時46分ごろ、三陸沖を震源とするマグニチュード９・０という国内観測史上最大の巨大地震が発生し、北日本から関東にかけて強い揺れと津波が襲いました。白石市内では震度６弱、栗原市では震度７、宮城県内各地や福島、茨城、栃木各県で震度６強を記録しました。地震後、最大10メートルを超える津波により沿岸部の自治体は壊滅的な被害を受け、その被害の全容はいまだ不明であります。

本市では、３月11日午後３時10分、余震が続く中、直ちに市役所１階市民ホール内に「白石市災害対策本部」を設置し、避難所の開設や被災状況の確認作業に着手しました。残念ながら地震後、二次的に建物火災が発生し、高齢者の方１名が亡くなりました。

避難所は最大23カ所に開設し、１、９１０名の方が避難しました。その運営に当たっては多くの地元自治会や自主防災組織の皆さまが、避難されてきた方々を物心両面から積極的に支援され、心から感謝しております。

さらに、本市と「災害時応援協定」を締結している北海道登別市、神奈川県海老名市からは被災直後から毎日のように支援物資を届けていただきました。また、北海道札幌市白石区やオーストラリア・ハーストビル市、真田氏ゆかりの長野県上田市、白石市にゆかりのある全国の方々から善意の支援をいただき、大変勇気付けられました。

また、今回の地震と津波により、福島県大熊町・双葉町に立地している東京電力福島第一原子力発電所が損壊し、放射能が放出されました。このことにより、福島県内から多くの方が白石市内に避難されてきております。

今回の大地震は、千年に一度の地震とも報道されており、特に、灯油・軽油・ガソリンなどの燃料については、一日も早く市民の皆さまへの供給が可能になるよう、国や県に再三強く要請してきましたが、震災後10日を過ぎても絶対量が不足する状況となりました。

公共下水道については、岩沼市にある県南浄化センターの下水処理施設が壊滅的損壊を受け、処理機能の全面的復旧は平成25年４月が目標とされております。市民の皆さまには引き続き節水にご協力をお願いいたします。

今後も、市民生活の平常化と復興に向けて、国や県に全力で働き掛けてまいりますので、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

白石市長　風間　康静

The great East Japan earthquake 2011

市が管理する道路・施設の被害総額は約31億円　（平成23年３月28日現在）

●避難所の設置状況　（単位：人）

施設名	避難人数
中央公民館	38
白石中学校	28
白石市スポーツセンター	65
合計	131

※最大23カ所設置、1,910人が避難しました。

●被害額内訳　（単位：千円）

区分	被害額
保育園等施設関係	2,715
市道・河川・水路関係	1,724,000
公園関係	83,500
沖の沢郡山線関係	280,000
教育施設関係	430,900
上水道関係	231,000
下水道（農集排含む）	348,000
総額	3,100,115

※平成23年３月28日調査現在

1一部の地域に避難指示・避難勧告が出された緑が丘地区　2柱が崩れた碧水園の茶室
※被害状況などの詳細は、あらためてお知らせします。

～全国各地で支援の動き～

３月20日、白石戦國武将隊「奥州片倉組」の皆さんが東京都池袋の「宮城ふるさとプラザ」で、義援金の募金活動を実施。午前10時半から午後４時までの５時間半で、約246万円が集まったそうです。また、山崎バニラさんはご自身のブログなどで白石の情報を発信。そのほかにも、多くの方々からいろいろな形でご支援をいただいています（右の画像は、片倉組の方が作成したイラスト。市のホームページにも使用しています）。

４月のごみ収集日予定表　㈫生活環境課　☎22-1314

ごみ区分 ＼ 地区名	越河・斎川・大平	大鷹沢・白川・小下倉	大鷹沢田中	福岡・小原	市街東北本線東側	鷹巣	市街東北本線西側
ペットボトル（第１曜日）	5日(火)(5/3)	4日(月)(5/2)	1日(金)(5/6)	7日(木)(5/5)	1日(金)(5/6)	4日(月)(5/2)	6日(水)(5/4)
びん類（第２・第５曜日）	12日(火)	11日(月)	8日(金)	14日(木)	8日(金)	11日(月)	13日(水)
缶（第３・第５曜日）	19日(火)	18日(月)	15日(金)	21日(木)	15日(金)	18日(月)	20日(水)
その他のプラスチック（第３曜日）	19日(火)	18日(月)	15日(金)	21日(木)	15日(金)	18日(月)	20日(水)
もやせないごみ（第４曜日）	26日(火)	25日(月)	22日(金)	28日(木)	22日(金)	25日(月)	27日(水)
紙類　容器包装プラスチック	火 5・12・19・26(5/3)	月 4・11・18・25(5/2)	金 1・8・15・22(5/6)	木 7・14・21・28(5/5)	金 1・8・15・22(5/6)	月 4・11・18・25(5/2)	水 6・13・20・27(5/4)
もやせるごみ	火・金 1・5・8・12・15・19・22・26(5/3・6)	月・木 4・7・11・14・18・21・25・28(5/2・5)			月・水・木 4・6・7・11・13・14・18・20・21・25・27・28(5/2・4・5)		火・水・金 1・5・6・8・12・13・15・19・20・22・26・27(5/3・4・6)

○不忘・川原子地区の「もやせるごみ」は、毎週水曜日に収集します。
○**岩ノ上・滝下・尾篦・山ノ下・沖・山根地区の「生ごみ収集」は、４月12日（火）から通常通り収集を開始します。**それまでの間は、「もやせるごみ」として集積所に出してください。
○ごみは、必ず当日の午前８時30分までに集積所に出してください。
○ごみ袋は中身がこぼれないようにしっかり口を結び、簡単に解けないようにに出してください。テープ止めは禁止です。
○収集車が通常の時間より遅れて回収する場合があります。あらかじめご了承ください。

■広報しろいし５月号の発行について

広報しろいし５月号については、通常通りの内容で発行する予定ですが、一部内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。各自治会長には４月27日（水）に配布する予定ですので、ご理解とご協力をお願いします。

「しろいし安心メール」にご登録ください

「しろいし安心メール」では、災害関連情報などを配信しています。「shiro-i@posh.jp」あてに空メールを送信して、案内に従ってご登録ください。二次元バーコード対応携帯電話をお持ちの方は、右のバーコードを読み取ってください。

※みやぎ県政だより４月号はお休みします。　㈫宮城県広報課　☎022-211-2283

地震により被保険者証を紛失された方へ

国民健康保険・後期高齢者医療保険・介護保険の被保険者証を提示できない場合でも、当分の間、医療機関での診療・介護保険サービスを受けることができます。被保険者証を紛失・消失された場合は、再発行もできます。

㊐国民健康保険・後期高齢者医療保険について…健康推進課　☎22-1362
介護保険について…長寿課　☎22-1361

統一地方選挙は延期となります

４月に予定していた宮城県議会議員選挙･白石市議会議員選挙は延期となります。詳しい日程は､決まり次第お知らせします。

㊐選挙管理委員会事務局　☎22-1315

水道水の放射能測定結果をお知らせします

３月25日、仙南・仙塩広域水道の水道水について東北大学で調査したところ、基準値を下回っていました。

放射性ヨウ素　10ﾍﾞｸﾚﾙ/kg（基準値は300（乳児は100）ﾍﾞｸﾚﾙ/kg）

※放射性セシウムは検出されませんでした。

㊐宮城県原子力安全対策室　☎022-211-3323

生活福祉資金（無利子）貸し付けについて

当座の生活資金として、無利子で最大10万円を借りることができます（連帯保証人不要。要介護者や４人以上の世帯などは最大20万円）。実印と身分証明書をお持ちの上、市役所１階ロビーで申請してください。

●申請日時　４月１日（金）～　平日の9:00～16:00
※４月２日（土）・３日（日）は申請を受け付けます。

㊐白石市社会福祉協議会　☎22-5210

平成22年分確定申告の期限が延長されています

まだ確定申告がお済みでない方は、お早めにお願いします。

㊐税務課　☎22-1313

介護保険の認定申請をされている方へ

介護認定審査会が開催できない状況のため、要介護認定・要支援認定（更新を含む）申請をされた方の認定調査は、当分の間遅れます。すでに更新申請を行っている方は、更新前の介護度を用いたサービスを引き続き利用できます。訪問調査日などの詳細は、決まり次第お知らせします。

㊐長寿課　☎22-1361

歴史を語り継ぐためにご協力ください

今回の災害で古い書類や手紙、書画、骨董品などの資料が傷んでしまった方、蔵や倉庫などを片付けている中で、これまで気付かなかった古いものが見つかった方はご連絡ください。

㊐教育委員会博物館建設準備室　☎22-1343
NPO法人宮城歴史資料保全ネットワーク　☎080-1666-5919

４月以降の幼稚園・小学校・中学校について

市立幼稚園は、４月５日（火）の保護者会懇談会を９日（土）9:30～に延期。13日（水）に始業式、15日（金）に入園式を行います。詳しくは各園からご連絡します。

小・中学校は、４月12日（火）に始業式、14日（木）に入学式を行います。詳しくは各学校からご連絡します。

●休日当番医・調剤薬局

月　日	内　科	外　科	調剤薬局	歯科
4月 3日	佐藤医院 （蔵王町宮） ☎32-2002	公立刈田綜合病院 ☎25-2145	四ツ目屋薬局（蔵王町宮） ☎32-3360 蔵王ヘルスマート薬局（蔵王町宮） ☎32-4550	白石市歯科休日診療所（健康センター2階）☎25-4744
4月10日	内方医院（蔵王町宮） ☎32-2101	公立刈田綜合病院 ☎25-2145	にしうら薬局（蔵王町宮） ☎32-3020	
4月17日	柿崎小児科 ☎25-2210	おおはし整形外科 ☎22-2888	高木薬局 ☎25-2320	
4月24日	たかはし内科 クリニック ☎22-2535	大泉記念病院 ☎22-2111	みどり薬局城北店 ☎22-4966 宮調剤薬局 ☎24-3113	
4月29日	亘理内科胃腸科医院 ☎25-8501	加藤整形外科小児科医院 ☎26-2653	サンコウ調剤薬局 ☎24-2523	
5月 1日	三浦内科胃腸科クリニック ☎25-6854	公立刈田綜合病院 ☎25-2145		
5月 3日	水野内科 クリニック ☎25-2736	つつみ内科外科 こどもクリニック ☎25-1181	エルム調剤薬局 ☎25-1680 フレンド薬局清水小路 ☎24-3393	
5月 4日	海上内科医院 ☎25-1501	橋本整形外科医院 ☎25-1616	フレンド薬局白石 ☎24-2119 あさひ薬局 ☎22-5040 伊新薬局 ☎26-2593	
5月 5日	梅津内科医院 ☎24-3571	さたけ整形外科（蔵王町円田） ☎33-4855	フジ薬局 ☎24-3355	

集合注射会場での狂犬病予防注射を延期します

例年、４月に実施していた集合注射会場での狂犬病予防注射は延期します。詳しい日程は、決まり次第お知らせします。なお、指定動物病院で予防注射を受ける場合は、動物病院にお問い合わせの上、注射を受けてください。

㊐生活環境課　☎22-1314

国民年金保険料が免除されます

住宅・家財・その他の財産について、おおむね２分の１以上の損害を受けられた方は、申請により保険料が免除になります。詳しくはお問い合わせください。

●申請期限　平成23年７月末日まで

㊐大河原年金事務所　☎0224-51-3113
市民課　☎22-1312

～住宅などが被害に遭われた方へ～
「り災証明書」・「被災証明書」の申請を受け付けています

■り災証明書について

「り災証明書」は、被災された方からの申請により、市が住家（※）の被害状況の調査を行い発行する証明書で、各種の被災者支援制度の適用を受けるための基準となります。市役所１階税務課固定資産税係で申請を受け付けています。

なお、被害状況の調査前に住家を修繕される方は、被害状況の分かる写真をできるだけ多く記録するとともに、領収書（明細書を含む）を大切に保管してください。

※住家：実際に居住に用いられている建物のことをいいます。

●証明書発行に必要なもの　被害状況の分かる写真、印鑑　　**●申請期限**　平成23年４月28日（木）

㊐税務課固定資産税係　☎22-1313

［参考］被害判定の区分

被害区分	被害の状況
全　壊	**建て直しをしなければならないような状態をいいます。** ［被害の認定基準］　住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの。これは､住家全部が倒壊､流出､埋没､焼失したもの､または住家の損壊が甚だしく､補修により元通りに再使用することが困難なもの。
大規模半壊	**ほぼ全壊に近い状態で､全面的に補強や補修をしなければ居住が困難な状態をいいます。** ［被害の認定基準］　居住する住宅が半壊し､構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。
半　壊	**住家の損壊が甚だしいが､補修すれば元通りに使用できるものをいいます。** ［被害の認定基準］　住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。これは､住家の損壊が甚だしいが､補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。

■被災証明書について

「被災証明書」は、市が地震災害の事実を証明するものです。住家以外の被害については、被災された方からの申請により、「被災証明書」を発行します。市役所１階生活環境課で申請を受け付けています。

●証明書発行に必要なもの　被害状況の分かる写真、印鑑

㊐生活環境課　☎22-1314

■被害状況調査は応急危険度判定調査と異なる調査です

応急危険度判定は、大地震により被災した建築物を調査することで余震などによる倒壊の危険性を判定し、避難場所に移動すべきかどうかを判断するとともに、外壁･窓ガラスの落下、付属設備の転倒などの危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。り災証明のための被害状況調査は、応急危険度判定調査とは異なる調査であり、判定も異なります。

住宅の応急修理制度（災害救助法）

り災証明で「半壊」以上と判定された方で、日常生活に必要な最小限の部分の応急的修理を行うことにより、被害を受けた住宅での生活が可能となる場合、市が業者に52万円を限度に修理委託します。なお、給付には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

㊐建設課　☎22-1326

ほっと住居（スマイル）事業（住宅リフォーム補助金交付事業）

持ち家で、自己が居住する個人住宅または併用住宅のリフォームを市内施工業者に発注する場合、市が助成となる工事経費の10％に相当する額（上限10万円）を助成します。なお、助成には要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

●対象となる工事　市内施工業者に発注し、工事費が20万円以上の次の工事
①住宅の修繕のための工事　②住宅の壁紙の張り替え、屋根・外壁の塗り替えなどの模様替えのための工事　③住宅の耐震性を確保するための工事

●対象とならない工事
土地購入費用、広告看板などの設置費用、工事用機械・工具などの購入に関する費用、外構工事に関する費用など

㊐建設課　☎22-1326